

高額療養費(付加金)の申請対象者変更について

現在、当健康保険組合の高額療養費(付加金)の給付は、未就学児童および65歳以上の方(一般被保険者は除く)は申請が必要となっていますが、昨今の状況変化により、中学校卒業までは多くの市区町村で助成制度があることから、2019年4月診療分から申請が必要な方を下記のとおり変更します。

変更前(2019年3月診療分まで)

○…申請不要(自動給付) ●…申請要

		未就学児童	就学児童～ 65歳未満	65歳以上※
被保険者	一般	—	○	○
	任意継続 特例退職	—	○	●
被扶養者	一般	●	○	●
	任意継続 特例退職	●	○	●

※誕生日は含みません。ただし、1日生まれの方は誕生日から申請が必要となります。



変更後(2019年4月診療分から)

○…申請不要(自動給付) ●…申請要

		中学校卒業 年度末まで	15歳(中学生除く) ～65歳未満	65歳以上※
被保険者	一般	—	○	○
	任意継続 特例退職	—	○	●
被扶養者	一般	●	○	●
	任意継続 特例退職	●	○	●

※誕生日は含みません。ただし、1日生まれの方は誕生日から申請が必要となります。

医療費助成を受給されている方へ

15歳(中学生除く)～65歳未満で、医療費助成を受給されている方は、受給者証の写しを事業所経由(任意継続・特例退職の方は、健康保険組合に郵送)でご提出ください。

ただし、すでに受給者証の写しをご提出済の方で受給内容に変更がない場合は、提出不要です。

阪急阪神健康保険組合

健保ホームページ <http://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>